

令和2年4月定例総会議事録

- 日 時 令和2年4月17日（金） 午前9時34分～午前10時10分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
 - 第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
 5. 閉 会

午前 9 時 34 分 開会

○会長

皆さんおはようございます。何かと御多用の中、本日の総会出席いただきましてありがとうございます。

令和 2 年度の最初の 4 月の定例総会ですけれども、普通だったら先ほど事務局からお話がありましたように、もっと短い間隔で皆様方の審議を進めていただくところがございますけれども、年度当初からこういう形のスタートとなりました。また、本年度もひとつよろしく願いいたします。

本当にコロナ、コロナで、今年の今頃を思い出してみますと、5 月から新しい元号が始まるということで、私たちはもちろんのこと、国民全体が新しい御世が来るということで期待を持った、明るい兆しのある年のスタートでありましたけれども、1 年たった今日は、本当に厳しい現状下にあります。

そんな中で先日、天皇陛下におかれましては、皇居でいつもどおりの苗代のお手まきをされたと。伝統的にウルチ米は「ニホンマサリ」、モチ米は「マンゲツモチ」ですけれども、次がお田植えをされる。そして、秋には収穫されるということですが、その頃には、このコロナが完全に終息しているのを願いながら、私どもも実りの秋を迎えたいと思います。

そういうことで、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は 24 名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和 2 年 4 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 10 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 24 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 10 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 1 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出 3 件。

議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、この 2 号議案につきましては、令和 2 年 4 月 16 日付で取下げが 2 件ありましたので 3 件、第 3 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転 9 件、第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定 71 件、以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 4 月 7 日に行っております。北部は現地調査対象案件がありませんでした。

また、調査会については、南部が4月9日、北部が4月10日に開催したことを報告します。
会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、12番委員の中村委員、13番委員の福田委員の両名を指名します。

今回「常設審議委員会」に意見を求めた案件は、なかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出 報告番号1番から10番までの10件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから9ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～24

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から24番までの24件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページから12ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から10番までの10件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、普通売買の案件です。

審議番号2番について、10アール当たりの売買価格が低額となっていることについて質問があり、地元委員より、申請地のほとんどは圃場整備された農地ではあるが、不整形で水はけも悪いため、申請人双方で合意の上、決定された売買価格であるとの説明がありました。

その他、各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び16ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3・4・5・6・7

○会長

審議番号3番から7番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号3番、5番、6番及び7番は、普通売買の案件、審議番号4番は、親子間の贈与の案件です。

なお、各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。
この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から7番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3

○会長

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番を議題とします。
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「貸資材置場及び貸駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、父が経営する土木会社で働いていますが、事業量の増加に伴い、資材置場が手狭となっているため、申請地を自ら資材置場及び駐車場として整備し、父が経営する会社に貸し出したく申請されたものです。

申請人に、申請地北側には国道が通っており、車両の出入りについては、一部見通しが悪い
ため、安全対策としてカーブミラーを設置する考えはないか確認したところ、設置するこ
とは考えていないが、北側出入口は間口を10m確保する計画であり、車両の出入りの際には、
一旦停止をして安全確認を徹底したい旨の回答を得ました。

また、これに関連して委員から、北側の国道は、交通量は比較的少ないものの、路線バスや大型車両の通行があることから、造成工事の際は事故が起きないようにして欲しいとの意見が出されました。

さらに、申請地東側の新設素掘り水路から、申請地南側にある既設排水路について確認したところ、造成工事の際は、水路が埋まることが無いように施工を行い、補修が必要なところについては、補修を行うとの回答を得ました。

加えて、南側水路と同時利用地との境界について確認したところ、南側水路の法面部分には、既設の水道管が埋設されていることから、簡易な土留めを行い、土砂が水路へ流出しないように対策を行っていきたいとの回答を得ました。これに対し、委員から、可能であれば新たな木柵の設置をお願いしたいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4・5

○会長

審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、申請地西側の借家に家族4人で居住していますが、手狭であることに加え、昨年の豪雨で浸水被害にあったこともあり、住宅の建築を計画したところ、申請地は現在の住居地より高い場所にあり適地と考え、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号5番も、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族4人で借家に居住していますが、手狭であるため、住宅の建築を計画したところ、申請地は、実家に近く適地と考え、申請されたものです。

委員より、申請地西側農地との境界は既存の石積みをそのまま利用することになっているが、住宅を建築しても問題ないか質問があり、事務局から、申請地よりも申請地西側農地の方が高くなっているため、西側農地の被害防除には問題ない旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページから21ページまでをお開きください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

第3号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から9番までの9件：67,062㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書28ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

24

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号24番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、平尾委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、平尾委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、平尾委員、退室願います。

〔平尾委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号24番

更新 1件： 1,089㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号24番については、計画案どおり承認することに決定しました。

平尾委員の入室をお願いいたします。

〔平尾委員 入室〕

○会長

次に、議案書22ページから30ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

24番を除く 1～33

○会長

審議番号24番を除く、審議番号1番から33番までの32件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号24番を除く、審議番号1番から33番までの32件

新規 8件： 83,539.84㎡

更新 24件： 192,235㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この32件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この32件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この32件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号24番を除く、審議番号1番から33番までの32件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書38ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

67

○会長

審議番号67番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、山口委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、山口委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、山口委員、退室願います。

〔山口委員 退室〕

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号67番

更新 1件： 5,392㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号67番については、計画案どおり承認することに決定しました。

山口委員の入室をお願いいたします。

〔山口委員 入室〕

○会長

次に、議案書30ページから39ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

67番を除く34～71

○会長

審議番号67番を除く、審議番号34番から71番までの37件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号67番を除く、審議番号34番から71番までの37件

新規 10件： 33,465㎡

更新 27件： 152,927㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この37件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この37件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

私が疑問に思っておりますのが、利用権設定の場合、今、耕作条件が大変厳しい状況の中で無償というのがありますけれども、あくまで利用権設定をしますので、少なくとも対価を幾らか、1千円というのもありましたけれども、そういう形で対価を支払っていくのが基本的な利用権設定という考え方に持っていったほうが良いのじゃないかなと思うんですけど、その辺どうでしょうかね。事務局にお尋ねするのかわかりませんが。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

利用権設定につきましては、農地の状況によっては、お金をもらっても作りたくないというような耕作条件の農地も実態としてはございます。そういった中で、地主さんの方が、ただでもいいから耕作をしてくれたら農地としての管理ができますので、ただでもいいから作ってくださいというようなのが、特に中山間地なんかでは多く出てきている状況の中で、地主さんと耕作者との間で無償というような契約が行われているのが実態の状況でございますので、なかなか農業委員会がそういうふうな、幾らでも、1千円でもいいから有償の形で

という誘導は、現実的にはちょっとそぐわないのかなと考えているところです。

事務局からは以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

今私のほうでもそういう案件が、耕作者がいらないということでお話が出ていますが、こういう形で無償でやっておられますよということが事例としてあれば、無償でお貸しいただけますかという話をしていくのか、その辺のところの疑問があったものですから、少なくとも、何とか畑でも作ってもらいたい。田んぼでも、我々としては利用権設定して、作ってもらうようにしてくださいよというお話をしますけれども、考え方として大変耕作しにくいところ、現状は耕作放棄地、あるいは畑も作っていないという状況ですけれども、無償を先に出していいのかなという感じですね。

あくまで、相対で最終的には決まるとは思いますけれども、農業委員会の考え方として、無償で他の地区ではやっておられますよということで話を進めるべきかなというところですね。実情に応じてということでしょうけれども。

○会長

事務局。

○事務局

今、委員が言われたように、実際、耕作者がいなくて、地主さんも例えば高齢だったり、機械がなかったりして耕作ができなくて荒れるよりかは、やはり無償でもどなたかが作ってくださることのほうが、農地を守っていくという意味でもよろしいのかなと考えております。

以上です。

○会長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この37件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号67番を除く、審議番号34番から71番までの37件については、計画案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和2年4月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和2年4月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和2年4月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時10分 閉会